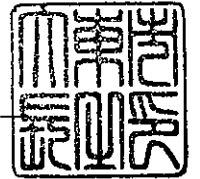




大東秘広第2380号  
【陳情第24号】  
平成28年9月1日

大東市三箇自治会  
区長 岡崎 信久 様

大東市長 東坂 浩



要望書について（回答）

平素は本市行政にご協力いただきありがとうございます。平成28年7月5日付けで  
要望のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

[1]全般事項

1. 街づくり部

(1) 三箇1丁目地内中戸水路整備事業の早期施行

◇中戸水路整備事業の残区間について計画を提示するとともに、早期に事業着手  
されたい。

【回 答】

大東市内の水路跡地整備については、大東第6水路（太子田1・2丁目地内）・大東第  
7水路（新田本町・西町・中町・旭町地内）・大東第10水路（灰塚4・5丁目地内）・  
三箇5丁目水路（三箇5丁目地内）・末広町水路（末広町地内）の5路線が現在、進行中  
です。

三箇1丁目地内中戸水路の残区間整備につきましては、地域の皆様に必要な整備路線  
として、上記5路線の整備のめどが一定つきましたら、三箇自治会および沿道住民の皆  
様の意向調査を行った上で計画的に進めます。

(2) 市道の舗装改良

◇地区内の道路について、計画的に舗装改良工事を施行されたい。

【回 答】

昨年から地域の皆様と共に街歩きを行い、舗装の劣化状況等を確認しながら優先順位  
を協議し、今年度は6月～7月にかけて舗装補修工事を行いました。

来年度も引き続き、舗装補修を必要とする箇所について、地域の皆様と協議し優先順  
位を決めて対応します。

### (3) 道路表示の点検整備

◇横断歩道、車両停止線その他道路表示の不鮮明な箇所を補修されたい。

【回 答】

7月11日に四條畷警察署交通規制担当者と協議を行いました。基本的にはパトロール巡回等により交通規制表示（法定表示）が不鮮明であり補修が必要と判断した箇所については随時補修を行っているとのことでした。

三箇自治会区域内においては、一度、個別巡回する旨の回答を得ております。また、地域の皆様から気になる箇所があれば申し出いただければ確認させていただきますとのことです。

なお、その他の法定外表示につきましては、不鮮明で再表示が必要と思われる箇所について、順次対応します。

### (4) 通学路標識の設置

◇全ての通学路に通学路標識を設置されたい。

【回 答】

通学路の安全対策として、通学路表示等の設置について地域の皆様、学校および道路管理者等関係機関と協議します。

### (5) 交差点の交通事故防止対策

◇交通事故の危険性の高い交差点の安全対策を行われたい。

【回 答】

7月11日に四條畷警察署交通規制担当者と協議を行い、危険と思われる箇所を申出いただければ確認させていただきますとの回答を得ております。また、必要な対策については、四條畷警察署と連携し対応します。

## 2. 福祉・子ども部

### (1) 民生委員の増員

◇平成26年10月1日付で、三箇4丁目担当の民生委員の増員が図られるまでの暫定措置として、三箇5丁目担当の民生委員の担当区域を「三箇5丁目全域及び三箇4丁目1番～16番」に変更されたところであるが、早期に三箇4丁目を担当する専任の民生委員を配置されたい。

【回 答】

三箇4丁目担当の民生委員児童委員の増員につきましては、大阪府との増員要望に係る協議の結果、平成28年7月20日付けで正式に認められました。

なお、委嘱日につきましては、平成28年12月1日を予定しています。

## (2) 民生委員の活動区域の変更

◇三箇地区の民生委員の活動区域は、中学校区を区域とする「大東市民生委員協議会深野地区委員会」と「大東市民生委員協議会谷川地区委員会」に大きく二分されており、その活動は、それぞれの地区委員会の活動方針に沿って行われている。同一地域でありながら、民生委員の活動区域が異なっていることによって、地域の一体性が損なわれ、地域福祉を推進していく上での阻害要因になっていることから、小学校区又は大東市地区担当職員に関する規則第1条に規定する地区を単位とする活動区域に改められたい。

### 【回 答】

民生委員児童委員協議会の地区委員会の範囲につきましては、「大東市民生委員児童委員協議会地区委員会会則」で中学校区単位を基準として位置付け、活動いただいております。

地区委員会における小学校区等の地区単位への変更につきましては、同協議会に対して、貴自治会のご意向をお伝えするとともに、地区委員会の在り方についても他市の取組状況等を参考にしながら、同協議会および事務局である社会福祉協議会と本市で協議し、検討を要望してまいります。

## (3) コミュニティソーシャルワーカーの適正配置

◇コミュニティソーシャルワーカーの配置については、「大東市コミュニティソーシャルワーカー（いきいき相談支援員）推進事業実施要綱」において、「中学校区を標準とする地域の実情に応じた担当区域において、CSWを配置する施設を指定する。」とし、現に、8つの中学校区ごとに指定されている。

三箇地区においては、中学校区が大きく2つに分かれている現状から、中学校区を標準とした地域で地域福祉を推進することは非常に困難であるため、小学校区又は大東市地区担当職員に関する規則第1条に規定する地区を単位とする地域でCSWを指定されるよう改められたい。

### 【回 答】

本市では、各中学校区にある「安心・いきいきネット相談支援センター」に、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化に取り組み、地域におけるセーフティネットの構築に努めております。

三箇地区においては、中学校区が二分化されていることは認識しており、暫定的な措置として1人のCSWが校区を越えて担当することができないか、現在調整を図っているところです。

今後におきましても、CSWの活動は、民生委員児童委員や校区福祉委員等の福祉関係者とのネットワークづくりが不可欠であると考えており、小学校区等の日常生活圏域を単位とするCSW設置の在り方について検討してまいります。

#### (4) 子育て支援センターの設置

◇市内に3箇所設置されている子育て支援センターは、大東市の都市軸に沿って市の南側に偏在している。このため、妊娠中の女性や子育て中の保護者が等しく利用できるように、市の中北部に新たな子育て支援センターを設置されたい。

#### 【回答】

本市では、子育て中の親子の交流、また、子育てに関する相談や情報提供を行う場としての活用を図るため、「キッズプラザ」、「南郷子育て支援センター」、「四条子育て支援センター」の3箇所の子育て支援センターを設置しております。

三箇・深野北・氷野の各地区から子育て支援センターまでは距離があり、ご利用に際してご不便をお掛けしていることにつきましては大変申し訳なく思っておりますが、ご要望の中北部への子育て支援センターの設置につきましては、現在のところ予定はございません。

なお、近隣の保育所では、地域活動の一環といたしまして、園庭開放や育児相談、夏祭り等の交流事業が実施されておりますので、ご利用をご検討くださいますようお願いいたします。

#### (5) 社会福祉施設設置情報の提供

◇社会福祉法人及び一般社団法人が社会福祉施設を設置し、事業の運営をしようとするとき、事業開始の直前に地元（自治会）に説明される場合が多く、これが地元とのあつれきと混乱を招く原因になっている。事業者に対する本来的な支援や地域との円滑な合意形成のためには、市又は社会福祉協議会が設置に係る情報を得たときは、速やかに地元自治会に当該情報を提供されたい。

#### 【回答】

社会福祉法人等が、障害者総合支援法に基づく障害者施設を設置される際、本市においては、大阪府の事業者指定が必要です。大阪府との事前協議において、設置市の担当部局に相談するようにとの働き掛けがあると聞き及んでおり、そのことを受け、運営法人から事前相談をいただくことがあります。

本市におきましては、現在、障害者施設が不足している状況であり、その充実に向けた取組を進めていかなければならない状況ですが、施設利用者が地域住民の一人として生活を営む上で、施設の設置にあたっては、当然のことながら、近隣住民の皆様のご理解・ご協力をいただき、運営していただきたいと考えております。

障害者施設の設置に関しましては、近隣住民の皆様と施設利用者、運営法人が共に手を取り合ってください、共生できる地域社会の構築が重要であると認識しております。本市では、設置のご相談をいただいた際には、運営法人に対し、早期に地域の皆様に、ご説明していただくよう、働き掛けるとともに、地域自治会の役員様等をご紹介する等、相互の理解促進に努めてまいります。

なお、社会福祉協議会に相談があった場合につきましては、運営法人に対して本市に遅滞なく情報提供するよう、案内いただくことにより、上記同様に相互理解の促進に努めてまいります。

### 3. 危機管理室

#### (1) 初期消火器具格納箱の適正配置

◇大東市初期消火器具格納箱設置事業については、地区の要望に基づいて設置されているが、消防防災の観点から、行政において明確な整備計画を策定し事業実施されたい。

#### 【回 答】

今後も地域のご要望により設置を考えております。また、整備計画等の策定について検討してまいりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

#### (2) 初期消火器具格納箱の帰属及び適正管理

◇大東市初期消火器具格納箱は、備品購入費で設置されたものであり、大東市の財産で物品に分類される。このため、管理責任者は、市の所管課等の長となるため、「大東市初期消火器具格納箱の設置ならびに管理要領」中、管理責任者に関する規定を改められたい。

なお、管理を設置場所を管轄する区長に委任する場合は、委託契約等必要な手続きを為されたい。

#### 【回 答】

現在の「大東市初期消火格納箱の設置ならびに管理要領」に基づき、初期消火器具格納箱の設置場所を所轄する区長様に管理責任者として、初期消火器具格納箱の点検、初期消火器具が有効に活用できるよう訓練の実施、放水訓練時の報告等維持管理および器具の破損・異常時、消火活動時、管理責任者の変更、初期消火器具格納箱の廃止や移設時等の報告をお願いしているところであり、新たな委託契約等の必要性はないものと考えております。

#### (3) 市道住道四の宮線緩衝地の利用

◇消防団第11分団車庫北側の未利用地を消防分団車庫と一体的に消防防災施設として利用するについては、平成27年度に要望し内諾を得たところであるが、利用開始に当たって、使用貸借契約の締結、使用承認書の発行等、必要な手続きを為されたい。

#### 【回 答】

市道住道四の宮線緩衝地については、平成28年6月7日付けで大阪府から消防防災施設としての使用許可を得ているところです。

#### 4. 市民生活部

##### (1) 防犯カメラの設置

◇安全な市民生活を確保するため、市の事業として全ての通学路に防犯カメラを設置し、管理されたい。

【回 答】

防犯カメラの関心がますます高まりをみせていることは承知しているところです。

本市では、多数の防犯カメラを設置していくことは現在のところ考えておりませんが、通学路の安全や近年増大する認知症高齢者の徘徊への対策として、移動時間や場所が特定できる受信機能を有した防犯カメラの設置を計画しております。詳細な設置計画等については、今後検討してまいります。事業計画等が具体的になりましたら、市民の皆様にも周知いたします。

なお、安全・安心対策として、今年度から青色パトロール活動に対する補助金の交付や自治会が設置する防犯カメラの台数を集中して増加することを目的に2年間、補助率10分の9（補助限度額18万円）の設置補助を行いますので、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

##### (2) 防犯灯LED化取替助成事業の継続

◇平成23年度から平成27年度までの5か年度にわたり防犯灯LED化取替助成事業が実施されたところであるが、当地区における整備率は67.5%である。防犯灯LED化取替助成事業を継続施行し、早期に全ての防犯灯のLED化を完了されたい。

【回 答】

各自治会が管理する防犯灯のLED化は重要な課題として認識しているところであり、本市では自治会の皆様のご協力をいただきながら平成23年度から大東市安全で安心なまちづくり基金を活用しLED化を進めてまいりました。

しかし、管理する防犯灯の数によって自治会等ごとにLED化率に差異が出てきている等のご意見をいただき、また、基金事業の終了も鑑み、LED防犯灯設置等補助金交付要綱を制定し、今年度からは、管理する防犯灯の数に応じ自治会等ごとに予算を定め、その金額の範囲内でLED防犯灯の設置または取替に要した経費の補助を行うことにいたしました。

今後も防犯灯LED化の推進に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

### (3) 自治区提案事業の延長及び補助金交付回数制限の撤廃

◇平成28年度で自治区提案事業を廃止されることになっているが、自治会の自発的な事業の推進により、更なる地域の活性化が見込めるため、制度の廃止を再考されたい。

#### 【回答】

自治区提案事業は、地域それぞれが抱える様々な問題や課題を地域主導で解決し、全51地区において事業提案していただくことを主眼とし、平成24年度から本格実施しております。全地区からの提案を促進させるため、平成26年度分の提案事業数の調査時（平成25年度の9月ごろ）から、期間や回数の制限を設けましたので、申し訳ありませんが、自治区提案事業については、平成28年度をもちまして終了となります。

なお、全世代地域市民会議（以下「市民会議」）は、自治区を最小単位とし、区長様をはじめ、各種団体のほか、自治会員以外の方も参加することができる会議体です。

市民会議制度は、市民会議に賛同する人数に応じた補助金枠を各市民会議に付与し、地域課題の優先順位などを市民会議構成メンバーで議論いただき、補助金を交付するものです。

市民会議では自治区提案事業では求めていなかった多種多様な構成員の参加と議論を重視しています。また、自治区内に複数の自治会がある地区は、区長を輩出しない自治会と連携し当該自治区全体の地域課題を共有し、解決に至る議論をお願いしたいと考えておりますので、自治区全体の活性化に向けた取組となる市民会議の創設について、何とぞご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

### (4) 生涯学習センターにカラー印刷機を設置

◇自治会等の運営に係る支援業務として、自治会発行印刷物のカラー印刷については、現在、市役所に設置されている印刷機を活用して実施されているが、一定の利用上の制約があるので、広く利用に供するため、生涯学習センターにカラー印刷機を設置されたい。

#### 【回答】

生涯学習センターの印刷機については、生涯学習センターを活動拠点とした団体やサークルの支援を目的として、ワークステーション内に設置しているものです。

当該印刷機（単色刷り）は、平成26年3月に買替えを行ったところですので、当面、買替え予定はありませんが、次の買替え時にはカラー印刷機の設置についても検討してまいります。

## [2]各町丁要望事項

### 1. 三箇1丁目

(1) 中戸水路の寝屋川からの流入部の水門扉の開閉及びゴミの除去等、適切な管理をされたい。用水路へのゴミの流入を防ぐため、市道江ノ口大箇線を横断する暗渠にゴミ流入対策として、暗渠前にスクリーンを設置されたい。

【回 答】

水門扉（昇降ゲート）およびポンプ場への流入口（スクリーン部）のごみ回収等の清掃業務につきましては、現在2週間に1回（月2回）実施しており、今後についても同様の頻度で実施してまいります。

なお、不法投棄物等が確認された場合は適時回収を行います。また、暗渠前のスクリーン設置につきましては11月末をめどに実施いたします。

(2) 三箇1丁目第2幹線広場の除草及び樹木の管理を行われたい。

【回 答】

大東（二）幹線広場の清掃等の日常管理につきましては、地域の皆様で実施していただき良好な状態ですが、必要に応じ除草および樹木の剪定等を行ってまいります。

(3) 第2幹線広場を改良されたい。

- ①鉄棒（3連）の設置
- ②動物スプリング遊具（2基）の設置
- ③ベンチの増設
- ④公園利用注意看板の設置
- ⑤園名表示板の設置
- ⑥太陽電池時計の設置

【回 答】

鉄棒、動物スプリング遊具および公園利用注意看板は、年内をめどに設置してまいります。

(4) 市道三年坂会所橋線（第2幹線広場西側）のガードフェンスの補修及び塗装改良を行われたい。

【回 答】

9月末をめどに補修を行います。

### 2. 三箇3丁目

(1) 三箇3丁目3番18号先丁字路に一時停止線を設置されたい。

【回 答】

7月11日に四條畷警察署交通規制担当者と協議を行いました。一時停止線（法定表示）の設置はできないとの回答でしたので、みなし停止線および足形マーク（法定外表示）をガス工事舗装復旧完了後に設置します。



(2) 三箇3丁目2番11号先丁字路に一時停止線を設置されたい。

【回答】

7月11日に四條畷警察署交通規制担当者と協議を行いました。一時停止線（法定表示）の設置はできないとの回答でしたので、みなし停止線および足形マーク（法定外表示）をガス工事舗装復旧完了後に設置いたします。

(3) 三箇3丁目5番15号先交差点付近道路側溝にグレーチングを設置されたい。

【回答】

沿道関係者の了承が得られましたら、9月末をめどに設置いたします。

(4) 三箇3丁目4番1号先の道路側溝を改良されたい。

【回答】

沿道関係者の了承が得られましたら、改良方法について協議させていただきます。

(5) 市道住道四の宮線（三箇3丁目3番1号先～三箇3丁目3番33号先）のカーブ部分に通行注意表示板を設置されたい。

【回答】

9月末をめどに設置いたします。

(6) 三箇3丁目6番16号先道路のポールを修復されたい。

【回答】

撤去を行った上で、修復の必要性について協議させていただきます。

(7) 上三箇第4児童遊園を改良されたい。

- ①ベンチの設置
- ②動物スプリング遊具（2基）の設置
- ③公園利用注意看板の設置
- ④園名表示板の設置

【回答】

ベンチ、動物スプリング遊具および公園利用注意看板は、年内をめどに設置してまいります。

### 3. 三箇4丁目

(1) 三箇第3公園を改良されたい。

- ①管理フェンスの全部更新
- ②公園利用注意看板の設置

【回答】

公園利用注意看板は、年内をめどに設置してまいります。

(2) ポールコーンの設置等、迷惑駐車対策を実施されたい。

- ①三箇4丁目2番10号先
- ②三箇4丁目4番街区周辺
- ③三箇4丁目8番1号先
- ④三箇4丁目10番17号先

【回 答】

7月11日に四條畷警察署交通規制担当者と協議を行いました。迷惑駐車対策において、ポールコーン等の物理的対策は他の通行（自転車・歩行者）の安全を考えると問題があるとの認識に至りました。

迷惑駐車については四條畷警察署に通報していただければ、必要な注意・指導を行っていくとのことでした。

(3) 転落防止柵・鉄板蓋を設置されたい。

- ①転落防止柵の設置
  - ◇三箇4丁目14番（旧コープ前）
- ②鉄板蓋の設置
  - ◇三箇4丁目14番12号先
  - ◇三箇4丁目17番1号先

【回 答】

7月25日に管理者の大阪府枚方土木事務所管理課へ申し伝えました。

(4) コミュニティバス停車位置表示の新設及び更新を行われたい。

【回 答】

7月に舗装工事を行った際、バス停留所の位置表示を新しく書き直しさせていただきました。

(5) 空地の適正管理指導を行われたい。

- ①三箇4丁目4番街区
- ②三箇5丁目7番街区（三箇4丁目に隣接：旧サンクス南側）

【回 答】

当該地の所有者に適正管理をお願いする通知書を送付いたしました。

今後改善が見られない場合、直接、所有者を訪問した上で当該地の管理指導を行ってまいります。

(6) 三箇第2公園東側の道路側溝の床を嵩上げされたい。

【回 答】

9月末をめどに改良します。

#### 4. 三箇5丁目

(1) 三箇第2児童遊園を改良されたい。

- ①ベンチ(2基)の更新
- ②動物スプリング遊具(2基)の設置
- ③公園利用注意看板の設置
- ④園名表示板の更新

【回 答】

ベンチの更新および公園利用注意看板の設置は、年内をめどに行います。

(2) 三箇第2児童遊園横、ハイツリバーサイド駐車場出口付近に一方通行標識の設置又は一方通行道路表示を行われたい。

【回 答】

7月11日に四條畷警察署交通規制担当者と協議を行いました。個人敷地やマンション等、特定の方の出入口に一方通行標識を設置することはできないとの回答でしたので、四條畷警察署と連携し、啓発看板を9月末をめどに設置いたします。

(3) 三箇5丁目1番32号先から1番34号先までの道路側溝にグレーチングを設置されたい。

【回 答】

沿道関係者の了承が得られましたら、9月末をめどに設置いたします。

(4) 市道住道四の宮線に至る市道三箇32号線の傾斜角度を改良されたい。

【回 答】

改良に向け関係者と協議してまいります。

(5) 上三箇第1児童遊園を改良されたい。

- ①鉄棒(3連)の設置
- ②園名表示板の設置

【回 答】

上三箇第1児童遊園については、現在のところ改良の予定はございません。

(6) 市道江ノ口宮前線(三箇菅原神社前)の道路側溝を改良されたい。

【回 答】

鉄板破損部について部分補修いたします。

#### 5. 三箇6丁目

(1) 三箇第1公園に低木及び花等の植栽を行われたい。

【回 答】

花壇への低木の植栽につきましては、植栽する箇所等について協議させていただきたいと考えております。また、毎年地域からのご要望に応じ大阪府から無償配布される緑化樹につきましては、現在、高木のみの配布となっていることから、低木の配布について大阪府に要望してまいります。

(2) 三箇第1公園東屋の屋根を修繕されたい。

【回答】

10月末をめどに修繕いたします。

(3) 市道住道四の宮線（五軒堀橋から寝屋川市域界まで）法面の除草清掃を行われたい。

【回答】

7月15日、管理者の大阪府寝屋川水系改修工営所管理課に複数回の除草作業等の実施をお願いいたしましたが、年1回の作業についてご理解いただきたいとのことでした。

なお、実施時期については調整可能とのことでした。また、7月25日に草刈りが不要となるような防草シート等の設置について要望いたしました。

(4) 三箇児童遊園を改良されたい。

①ベンチの設置

②公園利用注意看板の設置

③園名表示板の設置

【回答】

ベンチおよび公園利用注意看板は、年内をめどに設置してまいります。

(5) 市道の不法占拠状態を改善されたい。

①三箇6丁目10番19号ガレージ前

②三箇6丁目16番13号先

【回答】

改善に向け指導を行ってまいります。

(6) 三箇6丁目4番45号先のマンホール蓋の高上げを行われたい。

【回答】

9月をめどにマンホール蓋を交換し、併せて高さ調整をいたします。

【問い合わせ先】

政策推進部 秘書広報課 広報広聴グループ

TEL 072-870-0403